

一般名処方について（院外処方）



- 医薬品は製薬メーカーごとに固有の名称がつけられており、従来は処方箋に固有の名称を記載していました。
- 現在、多くの医薬品の流通が悪くなっており、医薬品の欠品が深刻な状態となっています。
- 一般名処方では、処方箋に「成分名」を記載しますので、すべての製薬メーカーの製品を使用でき、医薬品の流通状況の影響を受けにくくなります。
- 当院では、院外処方箋の一般名処方を推進しています。

ご不明な点などありましたら、おくすり窓口にご相談ください。